

豊中市木造住宅耐震 改修 補助制度のご案内

豊中市では災害に強いまちづくりを目的として、木造住宅の耐震改修を促進するため、耐震改修費用の一部を補助する制度を設けています。ご利用の場合は、着手（契約）する前に市に申込が必要です。（耐震設計と同時に申し込むこともできます。）

▼ 補助対象建築物

以下をすべて満たすもの。

- ① 豊中市内の民間建築物のうち、原則として建築基準法の規定に適合するもので、昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を受けて建築されたもの（増築されている場合は、増築面積が昭和 56 年 5 月以前の延べ面積の 1/2 未満であること。）

※ 建築基準法に抵触している物件は、補助制度の対象外となる場合があります。

- ② 木造の住宅（混構造は対象外）
- ③ 平成 24 年度(2012 年度)以降の耐震診断の結果、構造耐震指標を示す数値が 1.0 未満
- ④ 地階を除く階数が 2 以下
- ⑤ 1,000 ㎡未満
- ⑥ 現に居住しているもの又はこれから居住するもの
- ⑦ 一戸建て住宅、店舗等併用住宅（延べ面積の 1/2 以上が住宅）、長屋住宅、共同住宅、グループホーム*

※豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付要綱第 2 条第 1 号に規定するものに限る。

▼ 補助対象者

建築物の所有者（法人を除く）。ただし、所有者全員の直近の所得合計が 1,200 万円を超える場合は補助の対象外。所有者が複数の場合、建築物の所有者と占有者（居住者等）が異なる場合、共同住宅・長屋等所有者が複数いる場合は、実施してよい旨の全員の同意が必要。

▼ 補助対象耐震改修工事

木造住宅の耐震改修工事が、次のいずれかに該当するもの

- ア. 耐震改修工事後の当該数値を、1.0 以上まで高めるための改修工事
- イ. 耐震診断結果の数値が 0.7 未満の場合、耐震改修工事後の当該数値が 0.7 以上、又は、2 階建て住宅の 1 階部分の数値が 1.0 以上となる改修工事
- ウ. シェルターの設置工事

国土交通省又は一般財団法人日本建築防災協会及びその他の公的機関（一般財団法人日本建築総合試験所、大学等の研究機関等）において、性能等（地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守ることができる居住空間の安全性）が確認された工法による工事
- エ. 限界耐力計算を用いた耐震診断の結果、最大応答変形角が 1/15 を超える木造住宅は最大応答変形角が 1/15 以下とするための改修工事

▼ 補助内容

同じ住宅に対し、交付は 1 回のみ。

- ① ②で低い方の額となります。

- ① 850,000 円

ただし長屋又は共同住宅については、85 万円※に現に居住している、または居住する戸数を乗じて得た額

※世帯所得が一月あたり 21.4 万円以下の場合には 85 万円が 107.5 万円になります。また、所有者全員の前年の課税所得金額合計が 5,070,000 円以上の場合には 85 万円が 40 万円になります。

- ② 【耐震改修工事に要した費用】×1/2 （1,000 円未満切捨）

▼ お問い合わせ先 豊中市 都市計画推進部 建築審査課（TEL 06-6858-2417）